平成３０年　第１１回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成３０年　１１月３０日（金）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員５名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員７名

　　農業委員

　　 １番　大福　裕子　　 ２番　幸妻　正浩　　　 ３番　森　淸一

　　 ５番　宇治橋　俊美

　 会長　坂本　弘志

　　農地利用最適化推進委員

　　 １番　松井　正一郎　 ２番　永友　祥一　　　 ３番　山口　裕三

　　 ５番　永友　定己　　 ６番　木浦　由子　　 　７番　宮越　義秋

　　 ８番　橋口　卓史

４．欠席委員　　農業委員１名

　　 ６番　二宮　國光

５．議事日程

　　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　　第３　　諸報告

　　第４　　議案第５６号　農地法第３条の規定による許可申請について

　　第５　　議案第５７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について

　　第６　　議案第５８号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

６．事務局職員　　　事務局長　横山英二　　　局長補佐　三笠浩三

　　　　　　　　　　係　　長　兵藤衣重　　　主　　査　佐野由美

（開会１４時００分）

［事務局］

　ただ今から平成３０年第１１回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

［議長］

本日は農業委員、６名中５名が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

なお、欠席の二宮委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第１２条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、２番　幸妻正浩委員・３番　森淸一委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日１１月３０日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

［事務局］

　それでは、諸報告を申し上げます。資料の２ページをお開きください。まず１１月の業務報告について申し上げます。

業務報告【１１月】

　１日（木）～２日（金）に、平成３０年度九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が、行われております。大福委員と木浦推進委員に出席して頂いております。

主なものだけ報告させて頂きます。

　１３（火）・をご覧ください。平成３０年度女性農林漁業者ネットワーク交流会が、日向市で行われております。大福委員に参加していただきました。

　１９日（月）・平成３０年度農業者年金加入推進特別研修会が、ＪＡアズムホールで行われました。会長と佐野が出席しております。

　２２日（木）・平成３０年度高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会を、高鍋町体育館で開催いたしました。本来は中央公民館でグラウンドゴルフの予定でしたが、グラウンドのコンディションが不良であった為、体育館の中でアジャタとカローリングを行っております。会長・大福委員・木浦推進委員と農業委員会事務局の全職員が参加しております。

　２６日（月）～２７日（火）は、西都児湯管内農委会長・農年会長・事務局長合同視察研修に行って参りました。熊本県の合志市と人吉市の農業委員会の方に視察に行ったところでございます。高鍋町からは会長と横山が参加させて頂きました。

　２８日（水）～２９日（木）には、地元選出国会議員要請活動及び平成３０年度全国農業委員会会長代表者集会が、東京都で行われております。会長に出席していただきました。

　続きまして、１２月の業務計画についてご説明いたします。

　業務計画【１２月】

　３日（月）・平成３０年第３回高鍋町議会臨時会が行われます。会長と横山が出席いたします。今回の議会では、先日行われました選挙に伴いまして新たに議長・副議長を決める内容になります。

　１０日（月））・平成３０年第４回高鍋町議会定例会が行われます。今回、農業委員が１名欠員となっておりまして、その方についての合意案件を町議会に提案することになっております。また、農業委員会関係の議会での一般質問が２件でております。１件は中村議員からでして、台風２４号被害に対する農業委員会の見解について質問を受けております。また、後藤議員からは、就農者減少に伴う耕作放棄地の対応について一般質問がなされているところでございます。

　１９日（水）・現地調査を予定しております。

　２６日（水）・平成３０年第１２回農業委員会総会を予定しております。

　以上でございます。

[事務局]

　３ページをお開きください。「県進達経過報告」を申し上げます。

　４条・２件。５条・３件。いづれも問題無く１１月１２日付けで許可となっております。

　続きまして、４ページをお開きください。「農地法第３条の３の規定による届出書について」です。

　１番。権利者・○○○○。農地の所在・大字○○○字○○　○○○番○。地目・畑。面積・１，０９７㎡外１筆。取得日・平成３０年７月１４日。取得事由・相続。あっせんの希望はありません。

　２番。権利者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。地目・田。面積・３，３８３㎡外１筆。取得日・平成２６年１月２日。取得事由・相続。あっせんの希望はありません。

[事務局]

　５ページをお開きください。「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は、ご覧のとおりです。本日の議案第５８号に関連しておりますので、ご確認をお願いいたします。

[議長]

　ただ今の報告並びに２ページから５ページについて、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは質問等もないようですから、以上で諸報告を終わります。

　日程第４・議案第５６号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　６ページをお開きください。議案第５６号　「農地法第３条の規定による許可申請について」です。

　１番。有償移転。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○○○。地目・原野。面積・１，３６９㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

　この件につきまして、担当の坂本会長よりお願いいたします。

[８番]

　説明します。○○○○さんから○○○○さんへの有償移転です。○○さんが高齢になり農業をやめるということで、○○さんに農地を買って貰うことで話がまとまりました。この農地は以前から○○さんが水稲を作付けされており、場所は○○○○の南側の○○○と、○○側に挟まれた○○の中にあります。

　現在はトラクターで耕耘され、綺麗に管理された状態でした。

　売買価格は、反当○○万ということです。

　以上です。

[議長]

　宮越推進委員から補足する事がありましたら、お願いします。

[推進委員７番]

　特にございません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　８ページをお開きください。農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

　譲受人は、○○地区において水稲を栽培しており、今回の申請は譲受人の経営規模拡大で、水稲を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。有償移転。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○○番○。地目・畑。面積・８２０㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

　この件につきまして、担当の宇治橋委員よりお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの有償移転でございます。場所は○○○地区の中心より南へ坂を上がった東側にあります。申請地は１５ａ位の畑なんですが、その半分は○○さんの持分であり残り８２０㎡が、今回○○さんが○○さんに売られた農地になります。また、隣接する○○さんのハウスが３０ａ程ありますので、買われた農地を合わせますと４５ａ程の集積された畑になります。

○○さんは兼業農家で、水稲・甘藷等を作られていますが、水稲が中心で４ｈａ程作っておられます。現地調査をした時点では、甘藷が作付けされておりました。価格は反当○○万円、８２０㎡で○○万円となっております。

以上です。

[議長]

　松井推進委員から補足する事がありましたら、お願いします。

[１番]

　特にありません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　９ページをお開きください。農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

　譲受人は、○○○地区において水稲及び甘藷を栽培しており、今回の申請は譲受人の経営規模拡大で、甘藷を栽培する予定であり、本件の権利所得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。
本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に３番と４番は、借受人が同一であり申請地が隣接していることから、一

括の説明と採決といたします。

　事務局より説明をお願いします。

[事務局]

　３番。解除条件付３条賃貸借。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番。地目・畑。面積・６，７７９㎡外３筆。貸付人・○○○○。借受人・○○○○○○○○○。

　続きまして、７ページをご覧ください。

　４番。解除条件付３条賃貸借。農地の所在・大字○○字○○○○　○○○○番○○。地目・畑。面積・４，９９１㎡外２筆。貸付人・○○○○。借受人・○○○○○○○○○。

　この件につきまして、担当の森委員よりお願いいたします。

[議長]

　３番。

[３番]

　説明いたします。３番のこの申請は、○○さんと○○○○○の賃借の申請です。この畑は○○○○○○○から南へ１、５Ｋｍ。○○○○のすぐ横の道を挟んで両サイドの畑です。一部にキャベツが作付けされており、数日後にはすべての作付けが終了するとの事でした。特にこの申請で○○○○○という会社になっておりまして、この会社は農家２名が取締役として、また、農家外７名が発起人あるいは協力者としてこの会社を立ち上げられました。取締役の農家２名は○○さんと次のページ４番の○○○○さんの息子さんの二人です。この会社は加工キャベツを中心とした経営を行う。従来の箱出荷からコンテナ籠を使った出荷等を行って少しでもコストを下げて、流通を図りたいということです。

　次のページの４番も３番と同じような内容の申請です。場所は現在通行止めで通れませんが、○○○○・○○○○の○○○○から北へ坂を上がったところが、○○○○という所です。現在は耕耘されて作付けを待っている状態です。もう一筆○○とありますが、○○○の○○のすぐ横にある畑です。キャベツが作付けされておりました。以上です。

[議長]

　永友定己推進委員から補足する事がありましたら、お願いします。

[推進委員５番]

　別にありません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　まず、最初に訂正をさせてください。○○の農地の所在なのですが、“うえのべっぷ”と読みましたが、“うえのびゅう”だそうです。すみません。

　それでは、１０ページ、１１ページを開いてください。農地法第３条２項につきまして、第２項の第２号で該当するのですが、借受人は農地所有適格法人以外の法人であるが、第３項第１号に規定される解除条件付等の要件を満たすことから適用なしということで、適用が無いということになります。

　○○○○○○は農業経営、農産物の生産、加工及び販売等を目的として平成○○年○○月○○日に設立された会社で、今回農業に新規参入するため農地を借り受けるものです。申請地におきましては、露地キャベツを栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、一括して採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に日程第５・議案第５７号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　事務局。１２ページをお開きください。議案第５７号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」です。

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○○○　○○○○番○○。畑。２，５７９㎡外１筆。使用貸借です。貸付人・○○○。借受人・○○○○　○○○○○。転用目的は農業用資材置場及び駐車場です。

　担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　１番。

[１番]

　説明をいたします。お手許の資料の１４ページを、お願いします。

　○○の○○○がございます。その十字路を左折したところに赤斜線があると思いますが、この２筆ですが○○○○番○は駐車場になっております。１，０００㎡ですね。そして、○○○○番○○の２，５７９㎡につきましては、現在、○○○○○○が設置されており、農業用備品や機械等が納入され使用されております。ここに関しましては畑ということで、一ツ瀬川土地改良が入っておりまして意見書を提出されております。農業用施設駐車場を使っているということで、当改良区事業実施区内にありますが、事情上止むを得ないものとするということで、意見書は添付されております。

そして、○○さんにおいては始末書と致しまして、原因が農地法の許可なく土地を駐車場及び農業用資材置場、農業用車両待機所とし、事実といたしまして、駐車場及び農業用資材置場として、平成２５年頃から農地である事を知りながら、転用もせずに使用していたと。これなき行為の無いよう農法を遵守いたします。という始末書が添付されております。

以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　事務局。申請地は農業振興地域内の農用地域内の農地でございますが、転用の目的が農業用施設に該当する農業用資材置場及びその駐車場であるため、　　転用許可対象となります。また、農業振興地域整備計画においても、既に農業用施設用地に用途変更されております。境界につきましては、壁状になっており土砂流出の恐れは無く、汚水については発生せず雨水については地下浸透及び西側排水路に放流することになっており、万一問題が生じた場合には、当方が責任をもって対処するとの確約者が添付されております。

　事業費につきましては、既に事業着手されていることから、発生いたしません。代替地の検討を行った旨の書面が添付されております。

　以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○　○○○番○。畑。１，１６５㎡うち４９９㎡。使用貸借です。貸付人・○○○○。借受人・○○○○　○○○。転用目的は、一般個人住宅です。

　担当代理の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。○○○○さんと○○○○さんの関係ですが、○○さんの祖母にあたるのが○○○○さんです。その為、使用貸借になっております。申請理由として申請地の隣接に実家があります。申請人は平成２９年に子供が生まれ、今後家族が増えていく為、現在の住まいより広くゆとりのある住居に住みたいと考えるようになり、いろいろ探しましたがなかなか見つからず、申請人の両親及び祖母も高齢になり、その為にも隣接した場所に住宅を建てたいと思うようになり、この申請地になったということです。

　場所は、○○○○○から西へ約１００ｍ行ったところにあります。申請地は北側が道路、東・南側は住宅、西側が申請人の分筆の団地となります。申請地にはブロックを築き西側の家の土砂流出を防止し、雨水・排水については合併浄化槽を設け、全面道路・側溝に放流ということです。また、上江水利組合には確約添付書が、小丸土地改良には確認がとれております。

　以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　事務局。申請地は都市計画用途区域・準工業地域に用途地域が定められた地区にある農地である事から、第３種農地と判断されます。第３種農地は転用許可の対象です。汚水関係につきましては、万一問題が生じた場合には当方によって、責任をもって対処するという確約者が添付されております。

　事業費につきましては、建築費○○○○万円。諸経費○○○万円の合計○○○○万円で、事業費と同額の金融機関の融資見込み証明書が添付されており、資金面については特に問題は無いと考えられます。

　以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　　３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○○○。田。５００㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○。譲受人・○○○○。転用目的は一般個人住宅です。

　担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　１番。

[１番]

　説明いたします。○○○さんと○○さんは親子関係になります。２３ページをお願いします。高鍋町とあります○○交差点を○○方面へ行きますと、○○○○の前の信号があります。さらに進んだ左側になります。○○さんと○さんは親子関係になりまして、申請地を譲り受け一般個人住宅を新築したいという申請でございます。この申請地は隣接は住宅・道路に面しています。生活の排水等におきましては、接面道路の側溝へ排出するということになっております。

　以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　事務局。申請地は過去の公共工事の実績もない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。第２種農地は転用許可対象となります。西側農地隣接面の境界には既設のブロック塀があり、北・東側農地隣接面の境界にはＬ字擁塀を設置し、土砂及び水流出を防止します。それから、汚水につきましては合併浄化槽を設置し南側道路側溝へ放流する計画になっており、万一問題が生じた場合には、当方にて責任をもって対処するという確約書が添付されております。

　事業費は、建築費○○○○千円。造成工事費○○○万円。給排水設備工事費○○○○千円。合計○○○○万円で事業費を上回る金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されており、資金面につきましては特に問題無いと考えられます。また、○○○水利組合長と協議し、問題無い旨の意見を頂いたという証明書、代替地の検討を行った旨の書面、並びに小丸川土地改良区の転用について差し支えないという意見書が添付されております。

以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第６・議案第５８号　「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

　所有権移転。１番と２番につきましては、近耕地の交換であることから、一括しての説明・採決といたします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　１番。農地の所在・大字○○字○○○○○　○○○○番○。地目・田。面積・１，００４㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

　２番。大字○○字○○○○○　○○○○番○。地目・田。面積・１，００４㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

　担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。番号の１と２は、○○○○さんと○○○○さんの交換です。○○さんは○○の方で、○○さんは○○○○○の近くのアパートに住んでおられます。○○さんは○○でハウストマト・水稲・精米所をされておられる認定農家です。農地の場所は○○○○○から南に下って、約３００ｍ程行ったところにあります。○○さんの田の間に○○○さんの田があるため、○○さんが農作業の利便性と作業効率を上げる為に交換を希望されました。○○さんの農地に隣接させて、１枚の水田として使用されるそうです。共に同じ面積ですので等価交換で無償となっております。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、

１番、２番について一括して採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に３番・４番につきましても、所有権移転を受ける者及び利用目的が同一である事から、一括しての説明・採決といたします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・８７㎡外１筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○　○○○○○。

　３０ページをご覧ください。

　４番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・２４㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○　○○○○○。

　担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。申請地は先程、○○さんの売買があった畑の反対側になります。西の方角です。○○○地区の南側の山の上の大地になります。この申請は少しややこしいのですが、今回、○○○○さんと４番の○○○○さんの畑を○○○○○○○○さんが買われる事になったわけですが、その中に無許可で農業用施設としての集荷・出荷・選別用の施設１３９㎡が建っており、振興公社を通すに当たり、これを分筆しなければいけないということで、直接、買い渡ししなければならないことになり、ここに出てきているわけですが、最後のほうに４６ページ、４７、４８，４９、５０、５１ページにのっています。４８ページをみていただくと分かるのですが、○○さんの土地、○○さんの土地、この３筆にまたがって、赤い印のところが出荷・選別場となっております。これが無許可・無届けで建てられていたということで、今回申請が出て来た訳です。○○さんの畑の隣の○○○○番○も○○○○さんの土地です。○○さん○○さんの４筆の上には○○○が建っております。先程言った○○さんの畑がこの○○○番○で道路の東側になります。この２人の畑の上には○○○○○がはってありますが、○○○○○さんが、ハウス施設とも５～６年前に買われた訳ですが、この施設はその前の地主が建てられたものであり無許可である事も、○○さんも○○さんも知らなかったということでした。今回追認ということで、○○○さんから確約書が出ております。

　雨水については自然浸透及び道路付属の排水路により対処する。汚水については手洗い水は自然浸透、トイレについては汲み取り式で対処しますということで、確約書がでております。また、○○さん、○○さんは、今後はこういう事の無いよう農地法を守りますということで、始末書が出されております。

　分筆された価格として、○○さんの土地が１１５㎡で○○○○○円。○○さんの土地が２４㎡で○○○○○円となっております。以上で説明を終わります。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農地でありますが、転用目的が農業用施設に該当しますので、転用許可対象となります。また、農業振興地域整理生活においても、既に農業用施設要地に用途変更されております。周辺は農地に囲まれており、代替地の検討が出来なかった旨の申請書と転用について差し支えないという、一ツ瀬土地改良区の意見書も提出されております。

　事業費につきましては、既に事業着手されている事から、発生いたしません。
以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、

　３番、４番について一括して採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に５番・６番につきましては所有権移転を受ける者及び利用目的が同一であることから、一括しての説明・採決といたします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　５番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・２，２３０㎡外３筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○○　○○○○○○○○○。

　３１ページをご覧ください。

　６番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・１，９１６㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○○　○○○○○○○○○。

　担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。これは先程３番・４番で分筆された土地を除いた土地でございます。○○さんについては、この一番下の畑は先程の場所から西へ１００ｍ位行った所にあります。○○○○さんが振興公社に譲ったということですが、

価格が反当○○○○○円。総額○○○○千円。また、○○さんは先程４番で分筆された残りの畑の価格が、反当○○○○○円。総額○○○○○○円ということでございます。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、

　５番、６番について一括して採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　７番。

[事務局]

　７番。農地の所在・大字○○字○○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・３，６１０㎡外１筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○○　○○○○○○○○○。

　担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　２番。

[２番]

　説明いたします。この案件は１０月の総会の中で、あっせん依頼がありました件でございます。３筆出ておりましたが、その中の２筆が今回１１月の５日

に“あっせん委員会”を行いまして、○○○○　○○○○○○○○○が１０ａ当たり○○万円で、話がつきました。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次は利用権設定です。今回は案件が多く時間を要することから、一部を除き担当委員毎に一括しての説明・採決といたします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　利用権設定です。

　１番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・３８８㎡外８筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○○　○○○○○○○○○。

　担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。○○○○さんから農地中間管理事業を使っての○○○○○　○○○○○○○○○への利用権設定です。農地の場所は上の２筆の大字○○○○○　○○○○番○と○は、○○○○から○○○の○○○○○に向かっての道路の途中に“○○○○○”というのがあります。以前は“○○○○○”でした。○○○から○○○○○に向かって約１００ｍ程行った所の道路沿いにあります。現状はトラクターで耕耘され綺麗に管理された状態です。この２筆は公社を通して、認定農家の○○○○さんに貸されるとのことです。残りの７筆は、○○○○○の北側に広がる水田地帯の中にあります。○○○から約４００ｍ程行った所にあります。字名が○○と○○になっていますが、ほぼ同じ所にあります。現状はトラクターで綺麗に耕耘されています。この７筆は公社を通して、認定農家の○○○○さんに貸されるとのことです。

　１０ａ当たりの賃借料は、○○○○○円です。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。地目・畑。面積・３００㎡外７筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○○　○○○○○○○○○。

　担当の幸妻委員と担当代理の永友祥一推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　２番。

[２番]

　説明いたします。下の３筆の字○○○の３筆は私の担当区内という事で、説明させて頂きます。今回これは、農地中間管理機構を通した利用権設定です。

場所につきましては、○○○○○の西の山裾のような所です。全部同じ所で接しているような土地です。畑は綺麗に耕耘されておりました。

後は、○○さんが耕作されるようです。以上です。

[議長]

　それでは推進委員の２番。お願いします。

[推進委員２番]

　二宮委員の代理の永友です。○○の５筆につきましては、○○○○のすぐ西側にありまして、５枚の畑を２枚に集積され大根が植えられております。良い管理がされていると思います。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に３番から、大福委員の担当する案件６件について、一括しての説明・採決といたします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　３４ページをお開きください。案件が多い為、ここより農地の所在・地目・面積・利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者の順で読み上げさせて頂きます。

　３の１番。大字○○○字○○○　○○○○番。畑。１，２７９㎡外１０筆。○○○。○○○○。

　３５ページをお開きください。

　３の２番。大字○○○字○○○　○○○○番○。畑。８，６３７㎡外１筆。同じく○○○。○○○○。

　４番。大字○○○字○○○○○　○○○○番、○。畑。２，６２９㎡。○○○○。○○○○○○　○○○○○○○○○。

　５番。大字○○○字○○　○○○○番○○。畑。４，５４５㎡。○○○○。　○○○○○　○○○○○○○○○。

　３６ページをお開きください。

　６番。大字○○○字○○○　○○○○番○。畑。１，６３１㎡。○○○○。　○○○○○○　○○○○○○○○○。

飛びまして、４４ページをお開きください。

　２９番。大字○○字○○　○○○○番○○。田。１，２４９㎡外８筆。○○○○。○○○○○○　○○○○○○○○○。

　以上６件につきまして、担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　１番。

[１番]

　説明をいたします。３４ページにお戻りください。○さんから○○さんへの再設定でございます。牛牧の○○○○を過ぎますと、○○○○○がございます。その前の○○○○の前の１１筆になります。これは再設定ということで１０ａ当たり○○○○円で３年の利用権設定ということになります。

　次に３５ページをお開きください。これは新規ということで、○○○の東の方になりますが、１０ａ当たり○○○円で３年の利用権設定ということになっております。現在、耕耘がされております。

　４番の○○さんについては、ざっくりと○○○の坂を上がりまして、右手の方になります。４番目の道を左折しました左側にありますが、今は雑草地となっております。これは１０ａ当たり○○○円ということで、５年の設定になっております。

　次に５番。これも新規です。○○の○○○から○○面に左折していただきまして、すぐ右折しますと１００ｍ程走った所の右側の２筆目なのですが、現在○が植栽されております。これも１０ａ当たり○○○円で１０年の設定になっております。

　６番です。○○さんですが、○○○の坂を上がって行きますと○○○があります。これの右側の○○の中の１筆になります。○○収穫がされて、現在耕耘がされている状況です。１０ａ当たり○○○円ということで５年の設定になっております。

　続いて４４ページです。○○さんの新規の設定になりますが、○○の交差点を○○○○方面に行きますと、高速道○○の第３の橋があります。この橋を過ぎましてすぐの左下の方に左折して突き当たりの右側になります４筆です。地目は田になっておりますが、現在、人参が栽培されております。それから、○○○○○○からのことですが、先程の○○の高速道を渡らずに手前左側の１筆２筆めからなる所なのですが、○○○○○○，○ついては、人参が植栽されており後は耕耘されている状況でした。１０ａ当たり○○○円で５年の利用権設定ということになります。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、

この６件につきまして一括して採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に７番から、幸妻委員の担当する案件７件につきましては、一括の説明・採決といたします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　３６ページをお開きください。７番から１２番までは農地中間管理事業による賃貸借であり、利用権の設定を受ける者は全て公益社団法人　宮崎県農業振興公社でありますので、利用権の設定を受ける者については読み上げを省略させて頂きます。

　７番。大字○○字○○○　○○○○番○。畑。３，９２９㎡外１筆。○○○○。

　８番。大字○○字○○○　○○○○番○。畑。４，５０７㎡外１筆。○○○○。

　９番。大字○○字○○○　○○○○番○○。畑。２，６８２㎡外１筆。○○○○。

　１０番。大字○○字○○○　○○○○番○○。畑。１，０１２㎡。○○○。

　１１番。大字○○字○○○○　○○○○番○。畑。１，８４５㎡。○○○。

　１２番。大字○○字○○○○　○○○○番○。畑。４９６㎡。○○○○。

　飛びまして、４４ページをお開きください。

　２８番。大字○○字○○○○　○○○○番○。畑。３，６１０㎡外１筆。○○○○○○　○○○○○○○○○。合同会社　○○○○○。

　以上７件につきまして、担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　２番。

[２番]

　説明いたします。７番から１２番までは、農地中間管理機構を通した利用権設定でございます。場所につきましては７番、○○○○○の西約２００ｍ位の所なんですが、高速道路の橋がありますが、その手前の右側です。これを５年間の利用権設定。

　８番。８番につきましては、高速道路の○を過ぎた所の右側の少し奥でございまして、これも５年間でございます。

９番。９番の○○さんにつきましては、○○○○○○○のすぐ横。それと１０番の○さんにつきましては、畑が近いので一緒に説明させていただきます。９番は１０年間の契約になりまして、１０番の○さんにつきましては、５年間の契約ということです。

１１番の○○さんは、○○の○○○を上がり○○○○を過ぎまして、○○○○がありますがその手前です。坂がありまして坂の名前が出てこないのですが、その坂を上がった所に○○・○○○と交わる所のすぐ横でございまして、これは５年間です。

１２番も５年間の契約となっております。それと４４ページ。２８番。○○○○　○○○○○○○○○の件です。先程説明いたしました“あっせん”の案件です。これを合同会社　○○○○○の○○○○さんが、借り受けるということです。４年１０ヶ月で○○○円です。

以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、

この７件につきまして一括して採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に１３番から、宇治橋委員の担当する案件１５件につきましては、一括の説明・採決といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　３８ページをお開きください。１３番から２５番までは農地中間管理事業による賃貸借であり、利用権の設定を受ける者は全て公益社団法人　宮崎県農業振興公社でありますので、利用権の設定を受ける者については読み上げを省略させて頂きます。

　１３番。大字○○○字○○○　○○○○○番○。畑。５，０６２㎡。○○○○。

　１４番。大字○○○字○○○　○○○○○番○。畑。８７９㎡外４筆。○○○○。

　１５番。大字○○○字○○○　○○○○○番○。畑。２，５３９㎡。○○○○。

　１６番。大字○○○字○○○　○○○○○番○。畑。１，３５５㎡。○○○。

　１７番。大字○○○字○○○　○○○○○番○。畑。１，０００㎡外２筆。○○○○○。

　１８番。大字○○○字○○○　○○○○○番。畑。１，８６６㎡。○○○○○。

　１９番。大字○○○字○○○○○○　○○○○○番○。畑。１，０００㎡外３筆。○○○○。

　２０番。大字○○○字○○○　○○○○番。畑。１，９１６㎡。○○○○。

　２１番。大字○○○字○○○　○○○○番。畑。８，０３２㎡。○○○○。

　２２番。大字○○○字○○○○　○○○○番。畑。５，３４６㎡。○○○○。

　２３番。大字○○○字○○○○　○○○○番。畑。５，８４０㎡。○○○○。

　２４番。大字○○○字○○○○　○○○○番○。畑。９４９㎡外１筆。○○○。

　２５番。大字○○○字○○○　○○○○○番。畑。８１５㎡。○○○○。

　２６番。大字○○○字○○○○　○○○○番○。畑。２，２３０㎡外３筆。　○○○○○　○○○○○○○○○。株式会社　○○○○○。

２７番。大字○○○字○○○○　○○○○番○。畑。１，９１６㎡。○○○○○○　○○○○○○○○○。株式会社　○○○○○。

以上１５件につきまして、担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。１３番からですね。これは○○○○さんは○○○なんですが、○○○○○○から東に約１００ｍ程行った所にあります。農地中間管理事業を通した利用権設定でございます。耕作者は○○○の有限会社　○○○○○さんです。○○○○○さんは和牛３００頭・白菜等の露地野菜を１０ｈａ程耕作されているそうです。

また、１４番。○○さんは、○○さんのすぐ近くの畑となります。やはり耕作者は有限会社　○○○○○でございます。

　１５番。１５番は○○○○さん。これは場所が○○○の坂を上がって西にまっすぐ１０ｍ程行った所にあります。耕作者が○○○○さんです。○○さんは、甘藷・大根等の露地野菜を８ｈａ程作られているそうです。

１６番。これも○○さんの土地に接した畑でございます。耕作者は○○さんでございます。

　１７番は○○○○○さん。この方は１５番、１６番の畑の南へ約１００ｍ程

行った所にあります。この下の３筆めの田は、○○○の○○○○さんから約２００ｍ程東へ行った所でございます。これも耕作者は○○○○さんでございます。

１８番。○○○○○さんの畑は、○○○○の○○○の地区の中心地になると思います。耕作者は、やはり○○○○さんでございます。

１９番。○○○○さん。場所は○○○で○○○○の東側。先程申しました○○○○さんから５０ｍ程行った所でございます。耕作者はやはり○○○○さんでございます。

　次に２０番。○○○○さん。○○○・○○○沿いを行きますと○○○○の○○○○がございます。そこから西へ２００ｍ程行った所の南側にあります。耕作者は○○○の○○○○さんでございます。○○さんは、現在・甘藷・南天５ｈａ。千切り大根等を作付けされているという事であります。

２１番。○○さん。２０番の○さんの土地の東隣となります。これも耕作者は○○○○さんでございます。

　２２番。○○○○さんは、○○○○を上がった○○○○を東へ１００ｍ位行った所でございます。耕作者は○○○○さんでございます。

２３番。○○○○さんが２２番の○○さんの畑の東隣になります。耕作者は○○○○さんでございます。

２４番。○○○さん。○○○○を上がってすぐに東に１０ｍ位入った所でございます。耕作者は○○○○さんでございます。

２５番。○○○○さん。○○○地区の中心から東へ２００ｍ位行った所の山沿いにあります。耕作者は○○○○○さんでございます。○○○○○さんは○・野菜苗等を作っておられます。

　２６番。先程５番で出ました畑でございます○○○○○○　○○○○○○○○○が、株式会社　○○○○○さんに貸し付けるものであります。

２７番。２６番と同じ○○さんの畑を、○○○○○○○○○が○○○○○○さんに貸し付けるものでございます。

　以上でございます。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、

　この１５件につきまして一括して採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

　それではこれをもちまして、平成３０年第１１回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうも有難うございました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１５時１５分終了）

高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　　　　　　　　議　　長　　　　会　長

　　　　　　　　署名委員　　　　２　番

　　　　　　　　署名委員　　　　３　番